

滋賀県市町村職員研修センターの出納機関に関する規則

〔平成14年4月1日滋賀県市町村職員研修センター規則第5号〕

改正 平成19年9月1日 規則第6号

（趣旨）

第1条 この規則は、滋賀県市町村職員研修センター（以下「研修センター」という。）の出納機関に関し必要な事項を定めるものとする。

（出納員および会計職員）

第2条 研修センター事務局に、会計管理者の事務を補助させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第171条に規定する出納員および会計職員を置く。

2 出納員および会計職員は、研修センター事務局の庶務を担当する職員（以下「事務局職員」という。）のうちから管理者が命じる。

（事務の委任）

第3条 管理者は、会計管理者をして現金の出納もしくは保管または物品の出納もしくは保管の事務を出納員である事務局職員に委任させるとともに、出納員である事務局職員をしてそれらの事務の一部を会計職員に委任させる。

（会計管理者の事務代理者）

第4条 法第170条第3項に規定する会計管理者の事務を代理すべき職員は、出納員である事務局職員とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年9月1日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（収入役に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例による。

3 前項の場合においては、改正後の滋賀県市町村職員研修センターの出納機関に関する規則第2条および第3条の規定は適用せず、改正前の滋賀県市町村職員研修センターの出納機関に関する規則第2条、第3条および第4条の規定は、なおその効力を有する。